

心かよい人がきらめく せせらぎ遊園のまち

まちの情報

広報

こうら

<http://www.kouratown.jp/>

2008 2



TOWN INFORMATION

広報こうら 2008年2月号/通巻第338号

発行/甲良町総務課

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在土 353-1

Tel.0749-38-5061 Fax.0749-38-5072

E-mail hp-koura@town.koura.shiga.jp

甲良町消防団出初式・ 犬上郡消防連合出初式挙行



新春恒例の甲良町消防団出初式が1月6日に挙行されました。

消防団員はこの時期には珍しい好天の中、今年の防火防災への気持ちを新たにしました。

また、同日彦根市消防本部犬上分署を会場に犬上郡消防連合出初式も挙行され、犬上郡内の消防団および犬上分署員が一堂に会し、地域の安全のため努力することを誓いました。



2 ふるさと交流村計画

6 町職員給与等情報

11 新成人集合

12 確定申告

18 地域包括支援センター

21 墓地販売

交流村

ふるさと交流村計画 地域活性・農業活性をめざして



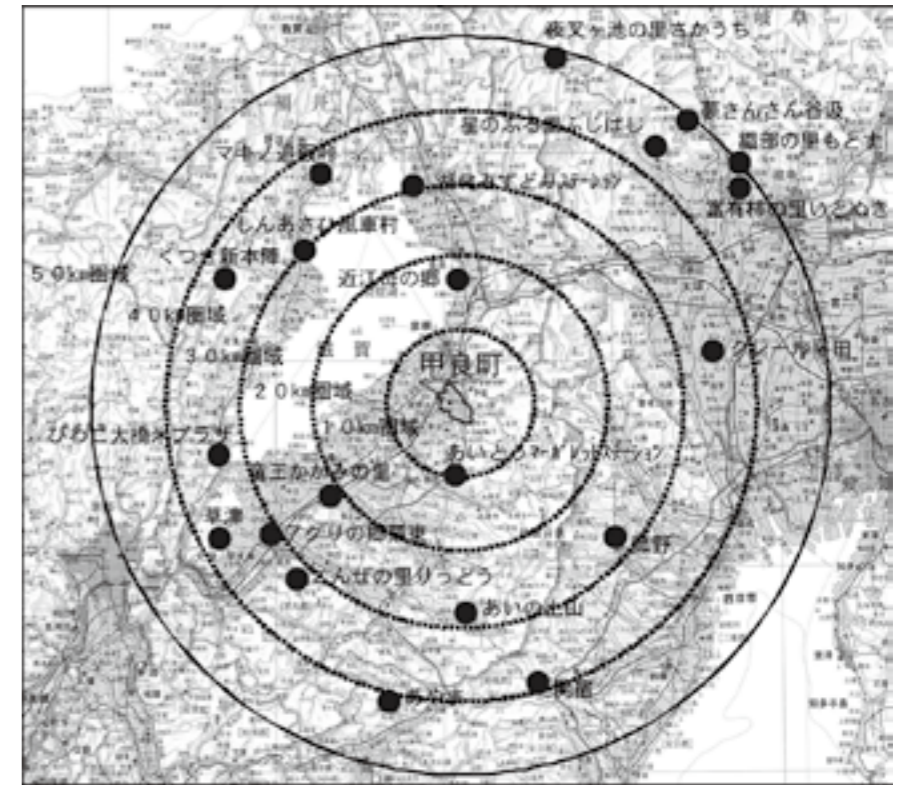
今、大きな社会情勢、農業情勢の変革期を迎え、今後地域の活性に向けめざすべき方針を定め、新たな取り組みが求められています。

甲良町では「第2次総合計画」で位置づけられた地域密着型の産業興し施策として「ふるさと交流村構想」の検討を進め、H16～17年度「甲良町道を活かした交流拠点のあり方検討調査検討業務」発注を行い基本概要の整理を行い、H18年9月議会には「ふるさと交流村拠点施設計画業務」の予算計上をいただき検討を進めてまいりました。また「集落ミーティング」や「まちづくり協議会」「区長農業組合長会」「商工会役員会」など各種の機会に、その思いを説明すると共に、H19年8月にはその概要を議会へ報告し、数々のご意見を賜りながら現在は国等の支援をいただくため事業採択に向け進めています。

本計画の理念は農業振興を基本とした地域活性をめざすもので、今まで農村整備事業として進めてきた生産基盤など優良農地の活用、また「せせらぎ遊園のまちづくり」で皆さんと共に進めた優良な景観、憩いの空間など甲良の魅力、自然・歴史も含めた地域資源を広くPRし町全域を憩いの農村公園とイメージし「せせらぎ遊園のまちづくり」の発展的計画と考えるもので、集落間、近隣地区にとどまらず関西中京の都市住民との交流による「にぎわい」のある甲良をめざすものです。

甲良町は、東部に国道307号線とそれに平行する状況で名神高速道路が通過し、最寄りの彦根インターチェンジ、八日市インターチェンジを經由して大阪市、名古屋市まで概ね1時間強の距離にあります、なお平成22年供用開始に向け進められている(仮称)湖東三山インターチェンジが新設されると更に移動時間の短縮が図れる位置にあり、今、都市住民のニーズが高まっている農村交流地としても取り組み内容の工夫により充分位置づけできる状況です。また西明寺が存する湖東三山や多賀大社など多くの観光名所が隣接にあり、多くの観光客が来られていますが、甲良町では国道307号線を通行しての通過型となっており、勝楽寺や甲良神社など歴史的建造物や甲良の憩いの景観施設など観光資源への連携が図れていない状況であり、広く甲良の魅力を多くの方に知ってもらい滞在いただくための拠点が重要です。通常地産直販所など地域活性施設を含む「道の駅」と呼ばれている施設は、彦根から愛東マーガレットステーションまで無く、本計画地がほぼ中間位置であり、国の定める基本的な道の駅認定基準とされている市街地及び隣接施設との距離条件に合致する状況となっています。

周辺類似施設



交流拠点施設 位置図

造成計画面積約 1.6ha



拠点施設と周辺イメージ図

拠点施設周辺に露地野菜、ハウス、景観花などを配置



拠点施設の概要

拠点施設計画の内容は、地元農産物・加工品などの販売施設、収穫体験や直取り販売関連施設、地元産中心の農村レストラ、また甲良の景観施設などをウォーキングやサイクリングでめぐる健康イベント、集落での収穫イベント、そのほか歴史観光行事も含め、広く情報発信を行う情報発信施設を計画しています。拠点施設の活用により、町内は元より都市住民との交流事業により近隣市町も含め地域活性を促進し、引いては町民の経営安定・生きがい対策などにつなげたいと考えています。

今、皆さんで取り組んでいただいている「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」での景観ポイントをつなぐ「姫岩ダレ草の植栽」や「竹炭による水質浄化対策」も甲良の魅力を上げ農村環境の更なる発展を目指しており、ふるさと交流村推進に考えています。今後もあらゆる部門での総合的な取り組みで、皆さんと共に住みよい活気のある農村公園の町をめざしがんばりたいと考えていますので、ご協力参画をよろしくをお願いします。

すぐれた周辺風景をほこる計画地遠景



事業の進捗状況

拠点施設建設は、農林水産省及び国土交通省所管の事業により、施設の機能別に複数事業を一体的に進め制度の有効活用を考えています。平成20年度より農林水産省事業採択、平成21年度より国土交通省事業採択に向けての方向も定まり、金屋地先計画敷地(16,218㎡)先行取得を完了しました。なお用地取得については、事業採択への影響など早期確定の必要から甲良町土地開発基金(公共の利益のため先行取得し円滑な事業執行を図るための基金)にて協力をいただきましたが、今後国土交通省事業など採択に合わせ滋賀県で買い戻しいただく部分や別事業採択により補助対象となる制度活用も検討中です、また早期用地確保を行うことで、区域内の景観対策事業のスムーズな

施工協議も可能となり、造成においてはH20年度に大量の優良公共事業残土が発生することから、その有効活用による造成計画の協議が成立し事業費の軽減を行える運びとなりました。今後も、極力事業費効率的な活用を努め事業推進を行います。

今後の事業推進スケジュールは、平成20年度仮造成に着手し以降順次建築等工事を進め、直販など機能は、既設組織による一部暫定営業もお願いし平成23年度完全オープンをめざします。

みんなのパワーで甲良の元気作り



町の活性計画は、商工会、農業団体との合意協力が必要ですが、町民皆さんによる個々の活力が基本であり、皆さんの参画が必要不可欠です。特に団塊の世代・女性の方々のパワーが重要と考えています。現在町内ではイチゴ・メロン・柿・桃などの果物、菊・ユリ・ストックなどの花き、トマト・ネギなどの各種野菜、かき餅・あられ・漬物・味噌・ジャムなどの農産物加工品、わら草履・どんぐり人形・竹細工・リース・



ドライフラワー・炭・苔玉など民芸品に取り組みされている方や技術をお持ちの方々が多くおられます。取り組みの拡大や、新しく始めたいなどと考えておられる方々、他にもふるさと交流村の充実や地域活性につながる思いをお持ちの方は、是非いっしょに考えてゆきたいと思しますので、ご意見をお寄せください、ご相談をお待ちしています。

町でも野菜等の振興策として、平成19年度より営農指導専門員の設置やパイプハウス施設設置補助の拡充、特産物や新農法研修にかかる支援制度も新たに制定し、また農産物生産の拡大対応を考え、直売以外での販路開拓も進めています。今後も地域活性に向けての取り組みに対し可能な限り支援策の検討を考えておりますのでよろしくをお願いします。



町職員の給与と人事の運営状況をお知らせします

地方公務員法 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を公表します。
これは、町民の皆さんに町職員給与などの実態を広く知っていただき、より一層のご理解が得られるよう行うものです。

給与の決まり方

一般職員の給与は国家公務員および近隣町とのバランスを考えたうえで、議会の審議を経て決まります。
特別職の報酬は、皆さんの中から選任された特別職報酬審議会の意見を聴いて、議会で議決されます。

職員数の管理について

事務の見直し、組織・機構の簡素化合理化などにより職員数を必要最小限に抑え、多様化する要望に対応していけるように適正な配置を心がけています。公表額は、税金や保険料などを差し引く前の額でいわゆる「手取り額」ではありません。

1 給与に関する状況

(1) 人件費の状況（平成 18 年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成 18 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費 B/A
18 年度	8,092 人	3,445,711 千円	102,830 千円	930,399 千円	27.0%

(2) 職員給与費の状況（平成 18 年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18 年度	109 人	435,058 千円	54,034 千円	176,066 千円	665,158 千円	6,102 千円

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外手当など
○給与費には、町長・議員・各種委員など特別職に支給される給与・報酬などは含まない

(3) ラスパイレス指数の状況

年度	ラスパイレス指数	
	一般職	技能労務職
H19.4.1 現在	91.8%	99.5%
H18.4.1 現在	91.9%	99.1%
H17.4.1 現在	92.8%	—

※ラスパイレス指数とは、地方公務員の給与水準を表したもので、国家公務員行政職の給与水準を 100 とした場合のものであります。

2 一般職の給料初任給等の状況（平成 19 年 4 月 1 日）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	46.3 歳	349,900 円	395,200 円	技能労務職	52.9 歳	290,300 円	309,100 円

※給与＝給料＋時間外手当＋通勤手当＋扶養手当＋管理職手当

(2) 職員の初任給の状況

区分	学歴	甲良町		国	
		初任給	2 年後の給料	初任給	2 年後の給料
一般行政職	大学卒	170,200 円	182,200 円	170,200 円	182,200 円
	高校卒	138,400 円	146,700 円	138,400 円	146,750 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

	学歴	経験年数			
		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満
一般行政職	大学卒	262,900 円	315,400 円	347,500 円	418,500 円
	高校卒	226,400 円	267,100 円	311,100 円	406,100 円
技能労務職	高校卒	—	270,200 円	254,300 円	—
	中学校卒	—	—	—	—

○経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合における採用後の年数

3 職員の手当の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

(1) 期末・勤勉手当

	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.40 月	0.725 月分
12 月期	1.60 月	0.775 月分
計	3.00 月	1.50 月分

(2) 退職手当

	自己都合	定年	勲奨
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	32.76 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
一人当たり平均支給額 (H18 年度)	19,870 千円		

(3) 時間外勤務手当

平成 18 年度	総支給額	14,847 千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	296 千円

(4) 住宅手当

借家・借間（最高限度額）	月額	27,000 円
持ち家（新築・購入から 5 年）	月額	2,500 円
H18 年度の支給実績 2,270 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給月額	15,800 円	
支給職員割合	9.9%	

(6) 通勤手当

自動車などの交通用具使用者

距離	月額	距離	月額
2km 以上 5km 未満	2,000 円	5km 以上 10km 未満	4,100 円
10km 以上 15km 未満	6,500 円	15km 以上 20km 未満	8,900 円
20km 以上 25km 未満	11,300 円	25km 以上 30km 未満	13,700 円
30km 以上 35km 未満	16,100 円	35km 以上 40km 未満	18,500 円
40km 以上 45km 未満	20,900 円	45km 以上 50km 未満	21,800 円
50km 以上 55km 未満	22,700 円	55km 以上 60km 未満	23,600 円
60km 以上	24,500 円		

交通機関利用者

1 月当たりの運賃が 55,000 円以下	全額支給
1 月当たりの運賃が 55,000 円を超える	55,000 円×支給単位数

○国の制度…町と同じ

(7) 管理職手当

支給職員割合	36.36%
支給職員 1 人当たり平均支給月額	42,100 円

○管理職手当は、定められた職階により支給

4 特別職の報酬等の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	給料・報酬の月額	期末手当
町長	660,000 円	6 月期 1.60 月 12 月期 1.75 月 計 3.35 月
副町長	558,000 円	
教育長	530,000 円	
議長	285,000 円	
副議長	205,000 円	
議員	180,000 円	

① 1 人当たり平均支給額
18 年度 期末手当 1,101 千円
勤勉手当 525 千円
② 職制上の段階、職務の等級による加算措置あり

○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%
○退職手当は、県内の市町および一部事務組合で組織する滋賀県市町村職員手当組合の「滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例」に基づき支給
○退職手当 1 人当たり平均支給額は前年度に退職した職員に支給した平均額である

(5) 扶養手当

配偶者	月額 13,000 円
扶養親族	月額 6,500 円
配偶者のいない職員の場合、扶養親族のうち 1 人目	11,000 円
H18 年度の支給実績 12,155 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給月額	243,100 円
支給職員割合	52.9%

○満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子、月額 5,000 円を加算

H18 年度の支給実績	4,044 千円
支給職員 1 人当たり平均支給月額	4,000 円
支給職員割合	76.03%

(8) その他の手当

宿日直手当 1 回 4,200 円支給

退職手当支給率

町長	43%
副町長	26%
収入役	22%
教育長	20%

※退職手当支給額＝報酬月額×支給率×在職月数

5 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補・主事	主事	主任	主査	課長補佐	課長主監	
職員数	1人	3人	21人	14人	9人	21人	69人
構成比	1.4%	4.3%	30.5%	20.4%	13.0%	30.4%	100%

○職員給与に関する条例にもとづく行政職給料表の級区分による職員数です。

6 職員数ならびに採用、退職および昇任の状況

(1) 部門別職員数の状況

部門	H18	H19	増減	
一般行政部門	議会	2	2	
	総務企画	25	26	1
	税務	4	4	
	民生	38	34	△4
	衛生	8	8	
	労働	1	1	
	農林水産	5	7	2
	商工	1	1	
	木工	3	2	△1
	小計	87	85	△2
特別行政部門	教育	23	24	1
	小計	23	24	1
普通会計計	110	109	△1	
公営企業等 会計部門	水道	3	3	
	下水道	5	5	
	その他	5	5	
	小計	13	13	
合計	123	122	△1	

(2) 職員の採用・退職者数

	平成18年4月2日～平成19年3月31日	町職員全体
採用	平成18年4月2日～平成19年3月31日	0
	平成18年4月1日	2
	合計	2
退職	平成18年4月2日～平成19年3月31日	3
	平成18年4月1日	0
	合計	3

(3) 異動および昇任

	主監	課長級	課長補佐級	主査	主任	一般職員級	合計
異動者数	0	7	2	1	4	10	24
昇格者数	0	4	8	6	1	0	19

7 職員の勤務時間など勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(19年度)

1週間の勤務時間	48時間		
1日の勤務時間	8時間		
	時間	開始時間	終了時間
勤務時間	—	8:30	17:15
休憩	45分	12:15	13:00

(3) 育児休業の取得状況(平成18年度)

男性	女性	計
0人	0人	0人

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成18年分)

総付与日数	3,440日
総取得日数	918日
対象職員数	86人
平均取得日数	10.7日
取得率	26.7%

○「対象職員」とは、平成18年1月1日～12月31日までの全期間を在職した一般行政職員で、当該期間の中途に採用された者、退職した者および当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員ならびに派遣職員を除く。

8 職員の分限および懲戒処分等の状況

(1) 分限処分の状況(平成18年度)

勤務実績がよくない場合		心身に故障のため職務執行に支障がある場合		職に必要な確性を欠く場合		廃職または禍因を生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 休職処分の状況

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
0人	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況(平成18年度)

免職	停職	減給	戒告
0	0	0	0

9 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成18年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

(1) 措置の要求 該当事案なし (2) 不服申し立て 1件

10 人材育成に関する状況(平成18年度)

(1) 主な研修の実績等

(ア) 内部研修

名称	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
集中改革プラン研修	役場の行財政の改革を、職員が一丸となって取り組むために町財政の緊迫状況の報告・研修	161人
接遇研修	職員としての基本的な対応と資質の向上を図る	101人
機構改革グループ制研修	グループ制について認識を図ることで、円滑な事務移行を図る	53人
人権研修	職場における女性男性問題等、差別を許さない職員づくり	114人
管理職研修	住民の多様なニーズに即応した施策を総合的に展開できる内部組織グループ制導入について	29人
住民共同(自己啓発)研修	町民人権問題学習講座 人権尊重と部落解放をめざす町民のつどい 人権尊重と部落解放をめざす青年・女性のつどい	522人

(イ) 外部研修機関への派遣研修(滋賀県市町村職員研修センター等)

	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
一般研修	各階層で必要とされる地方自治の現状と課題の認識、行政執行上の知識・技術の習得、業務執行の意欲の向上および分権時代を担う行政のプロとしての能力、マネジメント能力ならびに政策形成能力の育成(課長級研修・課長補佐研修・係長研修・現任職員研修)	9人
実務研修	実務に携わる担当者に、その実務に関する専門的な知識や技術を習得し、その職務遂行能力を高める(研修管理者研修・研修プランナー研修・例規担当研修・給与事務担当研修)	4人
研修指導	研修の講師養成ならびに研修推進の核となる職員養成するとともに、受講する当該職員の資質向上と指導者相互間の知識・経験の交流を図る(政策形成指導者養成研修・接遇指導者養成研修・企画力養成研修・クレーム対応能力向上研修・コーチング研修)	5人
特別研修	職員の意識改革を図り、さらなるパワーアップをめざし、職務執行の実践力を身に付ける。(管理職トップセミナー)	10人
専門研修	技術職員として必要な専門知識の習得、技術の習得を図り職務遂行能力の向上を図る(土木基礎研修・道路研修)	2人
	徴収事務職員として必要な専門知識技能の習得を図り、職務遂行能力の向上を図る(自治大学校税務専門課程徴収事務コース)	1人

11 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(平成18年度)

名称	対象者	受診者件数	受診率
定期健康診断	全職員	110人	90.2%
生活習慣病予防検診	年齢・性別等により定める職員等	102人	89.5%

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条および職員の互助会に関する条例(昭和43年条例第20号)に実施しています。

事業は、財団法人市町村職員互助会、甲良町役場公友会等に委託しています。

財団法人市町村職員互助会および甲良町役場公友会等は、会員の掛金および町の負担金、補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

(H18年度)	甲良町公友会	(財)市町村職員互助会
人数	会員 148人	加入 122人
年間町負担補助率	1人 5,000円	本棒×5/1000
年間町負担補助額	740,000円	2,477,988円
会員掛金率	本棒×1/100+1,500円	本棒×5/1000
会員掛金額	8,190,660円	2,477,691円
1人あたり掛金額	55,342円	20,309円

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	2件	0件	2件

在士 カウントダウン!

12月31日、在士区公民館前が、例年になく慌ただしく、年の暮れなのに人の集まりが・・・

そうです。ここには新年をみんなで迎えようとする人々が集まってきたのでした。当日は区内外からも参加があり、この1年間のいろいろな楽しかったことやしん



ジャスト! 新年明けましておめでとうの瞬間

どかったことなどを、年越しそばを食べたり、甘酒を飲んだりして、たくさんのお話の輪ができていました。多くの人と迎える新年の味はいかがだったでしょうか。このエネルギーを2008年に向けて・・・さあ、スタート!



子ども達も目はパッチリで参加しました。

スポ少 新春の風をあびて

新春の日差しと寒風を身体一杯受けながら、甲良西スポーツ少年団員は、一路多賀大社へ走り出しました。それぞれの思いを持って・・・

甲良西スポ少にとっての2008年! 新春の思い出を作るために。新年の夢を叶えるために。

そして自分のために走りました。

呉竹センターに帰ってくる頃には、後援会の方々の温か〜いぜんざいが団員を待ちわびていました。



毎年恒例の新春マラソン
継続は力なり!

成人式 1111 人の新成人におめでとう!

成長した姿が眩しくて・・・ これからのような人生を歩んでいくのでしょうか? しかし、故郷は忘れないでくださいなね!!



平成20年 甲良町新成人の集い

2008年1月13日

税

所得税・住民税の確定（所得）申告はお早めに！！ 期間 2月18日(月)～3月17日(月)

平成20年度住民税と平成19年分所得税の確定申告が、2月18日(月)から始まります。
必要な書類などの準備をお願いします。

■お問い合わせ先 役場税務課 ☎ 0749-38-5064(直通)
彦根税務署 ☎ 0749-22-7640(代表)

□確定申告が必要な方。

■所得税

- ①農業や営業を営んでいる方。
- ②給与を2カ所以上からもらっている方や給与所得以外に20万円を超える所得のある方および給与の年収が2千万円を超える方。
- ③土地や建物などの資産を売った方。
- ④地代、家賃、利子、配当、山林所得などがある方。
- ⑤給与所得者が年末調整で配偶者控除や扶養控除を受けたが、その者に38万円を超える所得がある場合。
- ⑥平成19年中の各所得の合計額が各控除の合計額を超える方。
- ⑦確定申告をすれば税金が戻る方。
※申告期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしますと、加算税や延滞税がかかることもあります。
※所得税の納付期限は3月17日(月)までです。

■住民税（所得税の確定申告が必要でない方でも、住民税の所得申告は必要です。）

平成19年中の所得（収入）の多少にかかわらず申告をしてください。特に、国民健康保険に加入している方は必ず申告してください。
3月17日(月)までに申告がないと、所得証明書が交付されません。また、国民健康保険税などの軽減が受けられません。（この場合、地方税法第315条にもとづいて所得の算定を行いますのでご了承願います。）

□申告には、次のもの（書類など）をご持参ください。

- ①給与や年金所得者は源泉徴収票。それ以外の方は収支明細書（内訳）や雇用主からの支払証明書など。
- ②生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の支払い証明書など。（領収書はダメです。）
※地震保険料控除創設に伴い、従来の損害保険料控除が廃止されました。（「一定の長期損害保険」については経過措置があります。）
- ③社会保険庁から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」
- ④医療費控除や雑損控除などを受ける方は、領収書や補てん額のわかる書類など。
※介護保険制度下での医療費控除については、施設または支援事業者の発行した領収書が必要です。
- ⑤配当控除や住宅借入金等特別控除などを受ける方は、それに必要な書類など。（別添）
- ⑥寄付金控除証明書（寄付金控除を受ける人）
- ⑦障害手帳（障害者控除を受ける人）
- ⑧印鑑（振替納税をされる方は、その金融機関への届印と口座番号）など。必ずご持参ください。

要介護認定者の障害者控除について

介護保険において要介護認定を受けている65歳以上の高齢者の方で一定の要件に該当した場合には、障害者控除対象者として認定され、所得税法上および地方税法上の障害者控除の適用が受けられます。確定申告において控除を受けられる場合には、「障害者控除対象者認定書」の提示が必要です。認定書の発行および詳しいことについては保健福祉課介護グループまでお問合せください。

問合せ先 保健福祉課 介護グループ ☎ 38-5161

□各字巡回の申告納税相談を行います。

(午前は9時～11時30分、午後は1時～4時)
※呉竹・長寺西(午後2時30分～8時00分)

期 日	字 名	会 場	午 前	午 後
2月18日(月)	在 士	草の根ハウス	全 組	
18日(月)	長寺西	センター		2時半～8時
19日(火)	正楽寺	公民館	全 組	
19日(火)	法養寺	研修棟		全 組
20日(水)	小川原	草の根ハウス	1～4組	5～8組
21日(木)	税務署等納税相談(公民館1階 会議室)			
22日(金)	池 寺	公民館	1～4組	5～8組
25日(月)	横 関	草の根ハウス	1～3組	4～6組
26日(火)	下之郷	農事集会所	1～6組	7～12組
27日(水)	下之郷	農事集会所	13～18組	
27日(水)	呉 竹	センター		2時半～8時
28日(木)	北 落	草の根ハウス	1～5組	6～10組
29日(金)	長寺東	憩いの家	1～4組	5～8組
3月3日(月)	尼 子	平成の尼子館	1～6組	7～13組
4日(火)	尼子・出屋敷	平成の尼子館	14～19組	20～25組
5日(水)	金 屋	農事集会所	1～6組	7～13組

※この日程で都合の悪い方は、役場税務課へ3月6日(火)から、彦根税務署(彦根商工会議所)へは2月18日(月)から、それぞれ3月17日(月)までの平日の執務時間内(8:30～17:15)にお越しください。

◇事業・譲渡・贈与の申告をされる方、および認定農業者の方へ
確定申告は2月21日(木)の納税相談日にお越しください。

◇医療費控除を受けられる方は、必ず事前に領収書等の計算を行い申告会場までお越しください。
※「医療費の明細書」の封筒は税務課にあります。

◇町・県民税住宅借入金等特別税額控除を受けられる方は、申告書を提出してください。
(所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある方は住民税から控除されます。)

農家のみなさんへ

農業所得の収支計算はされましたか？
まだ、お済みでない方は、申告までに収支計算を行い、収支内訳書を作成していただきますようお願いいたします。また、申告会場へは収支内訳書をご持参の上、お越しください。

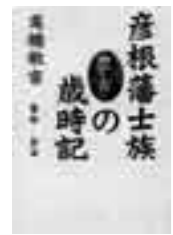
※減価償却資産の変更があります。

～彦根税務署からのお知らせ～

- ◇申告会場は彦根商工会議所です。
確定申告期間中(2月18日～3月17日)の申告指導は、彦根商工会議所4階会議室となります。彦根税務署には申告会場はありませんのでご注意ください。
- ◇国税庁ホームページもご利用ください。(http://www.nta.go.jp)
国税庁ホームページには所得税の確定申告書が簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」があります。そのまま税務署に提出できます。
- ◇e-Taxをご利用ください。詳しくは、(http://www.e-tax.nta.go.jp)
①HPから簡単申告 ②最高5,000円の税額控除(1回のみ) ③添付書類が提出不要 ④還付金がスピーディー

新刊 新しくでた本

彦根藩士族の歳時記
高橋敬吉(たかはし・けいきち)著
藤野滋(ふじの・しげる)編
サンライズ出版



彦根藩士族の家に生まれ井伊家家庭教師になった、当代きっての知識人・高橋敬吉。彼が活写した、貧しくも美しき人々の記録。明治初期、落日に映ゆるが如く豊穡な彦根の風光が今、甦る。

カップケーキの本
はじめてでもおいしく、楽しく作れる
まちやまちほ著 主婦の友社編 主婦の友社



材料をまぜて焼くだけでできる簡単カップケーキの本。すべての基本になるベーシックカップケーキ、生地の配合を変えたバリエーション・カップケーキ、キュートなデコレーション・カップケーキなど満載。

妖怪変化 京極堂トリビュート
あさのあつこ
西尾維新(にしお・いしん)著 講談社



各界を代表する豪華執筆陣が、京極夏彦の作品世界に挑戦! あさのあつこ「鬼娘」、西尾維新「そっくり」、原田真人「魍魎の匣」変化抄。など全8話を収録したトリビュート短編集。

EDになる理由
5万人以上の治療歴を持つEDドクターが教えます!
室田英明(むろた・ひであき) 渡辺玄一(わたなべ・げんいち)著 健康ジャーナル社



「ED治療薬なら新宿」というトレンドを作った「新宿ウエストクリニック」のドクターたちが、EDや治療薬、セックス相談、ED外来についてまとめた一冊。漫画家・さかもと

未明との座談会も収録。

データを失わない10箇条
「ハードディスクのクラッシュ!」「間違っ
て消しちゃった!」「パソコンを盗まれた!」からデータを
守るための10箇条
小島範幸(こじま・のりゆき)
北浦訓行(きたうら・のりゆき)共著 オーム社



「ハードディスクのクラッシュ!」「間違っ
て消しちゃった!」「パソコンを盗まれた!」
からデータを守るための秘策を伝授。HDD
や記憶媒体の仕組みなどの基礎知識から、い
ろいろなバックアップ方法やRAID構築
まで解説。

図書館 2月の催し物

お母さんお父さんのための絵本教室
2月1日(金) 14:00~
読み聞かせにおすすめの本など、テーマに沿って紹介します。

おはなし会
2月9日(土) 14:00~
たのしい紙芝居や絵本の読み聞かせを
します。みんな来てね!

子ども映画会『ムーミン谷の彗星』
2月23日(土) 14:00~
「ムーミン」ゆいいつの劇場映画版!
まっ黒なくもがムーミン谷をおおい黒い
雨をふらせた夜、てつ学者ジャコウネズ
ミがムーミンの家にやってきて言いま
した。「この世はほろびる」。ムーミン
たちはすっかりおびえてしまい…。

名作映画会『三匹の侍』
2月24日(日) 14:00~
監督:五社英雄 出演:丹波哲郎 平幹二郎 長門勇ほか
異才五社英雄監督の映画第1作。本
格時代劇!
舞台は凶作と重税に苦しむ貧農の村。

2月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

※13日から、1週間、蔵書点検のため休館になりますのでご注意ください。

太王四神記 公式ノベライズ 上巻
和佐田道子(わさだ・みちこ)著 講談社



紀元前の韓国・神話時代と、西暦4世紀高句麗全盛期の時代に繰り広げられる切ない運命の愛。国を背負い、仲間とともに平和を求め突き進むタムドクを待ち受けるものとは。「太王四神記」の公式ノベライズ。未公開写真も収録。

情け容赦の無い代官松下の娘を入質に水車小屋に立てこもり、年貢の軽減を訴える農民達。持ち前の扶氣から農民に荷担する柴左近、桜十郎、桔梗鋭之助の三人の浪人。正義のために命をはった三匹の浪人对悪代官配下との凄絶な死闘がはじまる。

★★★ お知らせ ★★★
2月13日(水)から19日(火)まで、蔵書点検のため休館となります。
蔵書点検というのは、簡単にいえば「棚卸」のことです。書架にある本のバーコードを1冊1冊読み取り、本がな無くなっていないか、コンピューターに登録されている場所にしっかり置かれているかを点検します。ほかにも、汚損本の撤去、所在不明本の捜索なども同時に行います。さらに、本の清掃や並び替えを行い、より利用していただきやすい書架作りをめざします。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

★★★ 作品募集のお知らせ ★★★
図書館では、3月に書道展を開催します。つきましては、2月20日から29日まで、展示作品を募集します。皆さんの自信の一作をお待ちしています!

3月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

■はおやすみです。

たんじょう 天使のほほえみ
1歳のおたんじょうびおめでとう!



谷口 明来ちゃん
2月1日(池 寺)



西村 伊織ちゃん
2月14日(池 寺)

4月号『天使のほほえみ』掲載希望(H19年4月生のお子さん)の方は、2月25日(月)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さまの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

問合せ 総務課 ☎38-5061 / 保健福祉センター(保健師) ☎38-3314

共済 交通災害共済受付スタート! 年間掛金は...1人500円

通院1日目から見舞金(10,000円)支給
加入できる方▶県内に住民登録または外国人登録をしている方/県内の事務所・事業所・学校等に勤務または在学している方
共済期間▶毎年4月1日から翌年の3月31日。途中加入される方は加入した日の翌日から3月31日まで。
加入受付▶役場1階総務課(生活安全グループ)窓口まで。各世帯に配布しました加入申込書に住所、氏名、区名、組名などをご記入の上、掛金1人500円を添えて、各自治会の区長様へお申し込みください。(2月29日(金)までは各字区長様に加入者の取りまとめをしていただいております。)

なお、自治会に未加入の方、または3月1日以降に加入される方は直接役場窓口までお申し込みください。(執務時間中)

対象事故▶日本国内で一般交通の用に供する道路において、自転車、バイク、自動車等の運行中に発生した事故(自損行為を含む)または、歩行中などにこれらの車両にひかれたりした事故。

※加入申し込み時にご記入いただいた個人情報、交通災害共済事務以外の目的では使用しません。

問合せ/申込先▶
役場1階総務課(生活安全グループ)
TEL.38-5063 FAX.38-5072

宝くじ助成金 コミュニティ助成事業

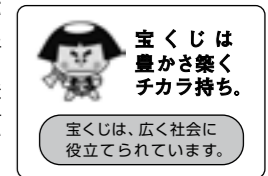
法養寺区がコミュニティ事業に活用する備品(収納庫、除雪機、テント、発電機、折りたたみイス)を、宝くじの助成金(一般コミュニティ助成事業)で整備されました。



一皆さんご存知ですか!?

【コミュニティ助成事業の趣旨】

財団法人 自治総合センターがコミュニティ活動に助成を行い、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行っています。



子育て支援
センター

ほっと館

だれもがホッとする場所と、ホットな情報発信地、
そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん！

第4回、第5回 リフレッシュ講座を開催しました！

《オヤジのキムチ漬け》

12月1日(土)、講師に辻 永南さん(下之郷)を
迎えて初企画のキムチづくりに挑戦！

残念ながらオヤジのみなさん方の参加はありません
でしたが、参加されたみなさんからはキムチにも負け

ない熱気があふれていました。

作りたてのキムチのおいしいこと！そのまま食べる
のは勿論、さっそく『豚しゃぶキムチ』や『チヂミ』
を作ってみなで試食して味わいました。



講師



《手づくりパンを焼こう！》

昨年、大好評だったパンづくり！今年度も講師に辻
川 由美子さん(横関)を迎えて実施。2回シリーズ
のうちの1回目を12月12日(水)に行いました。

今回は『カラフルドーナツ』や『癒しのクリームスー
プ』など、愛情あふれるメニューで、参加されたみな
さんや子どもたちの顔も笑顔であふれていました。



講師



2月の親子ふれあい教室

◇こあらくらぶ(0歳児)

4日(月) 福祉センター

◇かんがるーくらぶ(0歳児)

15日(金) 福祉センター

◇すくすくひろば(1歳児)

◇にこにこひろば(1歳児)

6日(水) 福祉センター

◇のびのびひろば(2・3歳児)

◇わいわいひろば(2・3歳児)

20日(水) 福祉センター

* 2月の相談日予定 *

◆利用時間 月～金 13:00～16:00

土 9:00～12:00

◇小・中・高校生相談 27日(水)

◇保健師相談 20日(水)

◇乳幼児相談 14日(木)

◇土曜日相談 16日(土)

※上記以外の日は、栗山、日夏、山本がご相談に応じ
ます。

問合せ 子育て支援センター ☎38-8003 FAX.38-3400

健康ひろば

ノロウイルスを予防しましょう

ノロウイルスは、冬の感染性胃腸炎の主な原因とな
るウイルスで、下痢や嘔吐などの胃腸症状がみられま
す。また感染力がとても強いので家庭や施設で患者が
発生すると集団感染をおこすことがあります。

吐き気・嘔吐・腹痛・下痢が急激におこることがノ
ロウイルスの主症状です。

子どもでは吐き気や吐くだけのこともありますが、
大人になると下痢症状が主になります。そのほかにも
頭痛・発熱・悪寒などの症状がみられます。

潜伏期間は12から48時間で症状の持続時間は
12～60時間です。大部分の患者は重症化すること
なく、後遺症もありませんが脱水症状に注意が必要で
す。

予防するためには・・・

1. 家に帰ったとき、トイレのあと、調理の前、食事
の前には必ず石鹸で手をあらいましょう。
2. 吐物の処理は使い捨て手袋・マスク・を着用し、
使い捨てできる布やティッシュペーパーで拭き取
りましょう。また、吐いたところには塩素系の漂
白剤を50倍に薄めたものでふいて、最後にしっ
かり水拭きしましょう。
3. 吐いたり下痢の症状があったら、衣類やシーツな
どは塩素系の漂白剤に10分間浸してから洗濯し
ましょう。
4. 家族に下痢などの症状がある
時は、トイレ・ドアノブ・蛇
口などについて塩素系の漂白
剤を薄めたもので拭いて消毒しましょう。



麻疹風疹予防接種Ⅱ期はもう済みましたか？

平成13年4月2日～平成14年4月1日生ま
れのお子さんが対象になります。

まだ受けておられない方は、豊郷病院・小児科(35
-3001)に平日の午前中にて事前予約をして受け
て下さい。

母子手帳・保険証・事前に配布してある通知書を忘
れず持参しましょう。(費用は無料です。)

ボール体操教室のお知らせ

運動不足を解消するために、からだを動かしません
か？

バランスボールを使った膝や腰に負担がかからない
体操ですので、お気軽にご参加ください。

(主に65歳までの方を対象にしています。)

日時 2月13日(水)・27日(水)
3月5日(水)・12日(水)

午後2時から3時まで

場所 保健福祉センター多目的研修室

費用 一回300円

運動のできる服装でお茶・タオルを持参してください。



問合せ 保健福祉課保健グループ ☎38-3314

彦根市立病院からのお知らせ

平成20年2月から彦根市立病院における院内助産所が開設します。

院内助産所とは・・・？

正常な経過の妊婦さんは、もって生まれた自分のちからだけで赤ちゃんを産むこと
ができます。

助産師はその自然のちからを上手につかえるように妊婦さんのお手伝いをします。
院内助産所とは、医師ではなく、助産師が中心となって妊婦健診やお産の介助をお
こなうシステムで、なるべく自然に自分らしくお産ができるようにお手伝いするところ
です。

詳細は彦根市立病院 (☎22-6050) までお問い合わせください。



地域包括
支援センター

頑張っ取組んでいます！「介護予防」 栄養改善・口腔機能向上 編

1月号では、運動を通して介護予防に取り組んでおられる地域、参加者の方の声を紹介しましたが、今月は、低栄養予防、口腔機能向上のために開催している教室での取り組みをご紹介します。

栄養改善事業「食の匠教室」

65歳以上の方で、生活機能評価の結果、栄養状態に課題のある方を対象に、低栄養予防、改善のための教室を開催しています。やせすぎ、貧血、血清アルブミン値（栄養状態を表す血液中の成分）の低下などが低栄養の指標となりますが、食生活を振り返り、見直す中でこれらの改善を目指します。

●1回目：平成19年12月11日実施 「自分でできる健康管理」講義



介護などの必要がなく、健康に生活できる期間『健康寿命』を出来るだけ長くするために、どの様な日常生活を送れば良いのか、低栄養予防のための食生活を中心に管理栄養士の田辺とも子先生から講義いただきました。皆さん、熱心に聞かれています。



事前に実施した食事と日常生活の調査結果をもとに、食生活における注意点、改善が必要な点を田辺先生より個別に指導。3ヶ月後の目標を設定し、達成に向けて頑張っておられます。



●2回目：平成20年1月22日実施 「低栄養予防のための調理実習」



1回目の教室で学んだ事をふだんの食生活の中に取り入れていけるよう、実際に調理実習を行いました。栄養をバランスよく、効率的に摂取するためにはどのようなメニューや調理方法がよいのかを知っていただく機会になりました。



●3回目：平成20年2月26日開催予定 「これからの自分の食生活を考える」講義



教室に参加してから3か月間の食生活を振り返り、設定した目標の達成度などをご自分で評価していただきます。

また、今後も低栄養予防を継続していくために必要なこと、大切なことを考えていただく機会とします。

口腔機能向上事業

65歳以上の方で、生活機能評価の結果、口腔機能に課題のある特定高齢者の方を対象に口腔機能向上のための指導を行います。平成19年度の基本健康診査の結果では、対象の方はおられませんでした。サロン参加者の方を対象に歯科衛生士による教室を実施しています。



個別に口腔内の状態をチェックし、歯のお手入れや口腔の運動についてアドバイス

口腔内の構造、機能について歯科衛生士の井関さんがわかりやすく講義



お知らせ

★2月・3月の転倒予防教室

日程：2月 1日(金)・15日(金)

『総合的な転倒予防体操』

3月 7日(金)・21日(金)

『体力測定・結果返し』

時間：13:30～15:00

対象者：おおむね65歳以上の方で、体力の低下・運動不足を感じておられる方、運動を通して、健康維持に努めたいと考えておられる方。

場所：保健福祉センター 1F 多目的研修室

参加費：1回につき200円

(体力測定時、結果返し時は300円)

※募集人数が若干名となっていますので、参加ご希望の方は事前に、地域包括支援センターまで電話にてお申し込みください。

介護予防に関するお問合せ・ご相談は・・・

甲良町地域包括支援センター（保健福祉センター内） ☎38-5161 Fax 38-0077

シンポジウムのご案内

『住み慣れた地域の中で 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり』

日時：平成20年 2月23日(土)

9:30～11:30 (9:00開場 9:30開始)

場所：甲良町保健福祉センター

参加費：無料

内容：第1部 『認知症と明るく生きる』ビデオ上映

太田正博氏（認知症ご本人）と、菅崎弘之医師（主治医）お二人の講演をビデオでご覧いただきます

第2部 『住み慣れたところで安心して暮らせるまちづくり

～地域の中で私にもできること～』

東近江市建部地区の徘徊ネットワーク、町づくりとしての取り組みについてご報告いただき、意見交換を行います。ぜひ、ご参加ください。

お問合せ 甲良町デイサービスセンター けやき 山口・中村 まで ☎38-8181

消防署だより

『住宅の耐震化と家具の転倒防止』

日本列島は、毎年各地で多くの地震が発生しています。また、今後も高い確率で首都直下型地震、東海・東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯地震の発生も懸念されています。このような大地震の発生に備え、ひとり一人が被害を最小限に抑えるための、備えが必要です。

過去の大地震を振り返ると、「家屋の倒壊による下敷き」が原因で尊い命を失うケースが死亡原因の約半数です。また、それらの倒壊家屋を詳しく見てみると、建築基準法施行令の新耐震基準が誕生した、**昭和56年以前に建てられた建物**が、ほとんどであったことが実証されています。世間を賑わせた「耐震偽装事件」以降、住宅の耐震化が注目され、住宅耐震診断が多くの専門家（建築士や建築関係者）や住宅メーカーにより行われています。一定の基準に満たない建物には、地震による家屋倒壊を防ぐため、有料で耐震補強が施されています。専門業者へ依頼し、耐震補強を

施すことが一番正確で安全ではありますが、ホームセンターなどにもL字やT字の金物などの耐震補強グッズが売られています。柱や土台、屋根瓦などを各自で点検し、老朽化している部分には補強することも可能です。建物だけに限らずブロック塀、石塀についても基準どおりの鉄筋が入っていないか、転倒防止の控え壁を設けていないなど、施行上の欠陥による倒壊が報告されています。今一度、家の周りを点検し、老朽部分に早く気づき、これらの対応をしていただくことが被害を最小限に抑えるポイントです。平日頃の各自の点検と、応急的な補強も重要ですが、特に**昭和56年以前の建物は、特に専門業者による点検をお勧めします。**「耐震」が注目されている今こそが見直す時期なのです。



以上のことを守り、まさかの事態に適切に対応できるよう防火について今一度見つめなおしましょう。また、自治会や事業所などで実施される消防訓練には積極的に参加し、通報の仕方や消火器の取り扱い方を訓練し、自分の身は自分で守るという強い気持ちを培ってください。



以上のことを守り、まさかの事態に適切に対応できるよう防火について今一度見つめなおしましょう。また、自治会や事業所などで実施される消防訓練には積極的に参加し、通報の仕方や消火器の取り扱い方を訓練し、自分の身は自分で守るという強い気持ちを培ってください。

『春季全国火災予防運動』3/1～3/7

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるにあたり、一人ひとりが火災予防の知識を持ち、それを実践することにより火災の発生を防ぐことと、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として毎年この時期に実施しているものです。

火災発生の要因は様々ですが、爆発などを除くとすべては小さな火から始まります。火災は何より慌てず落ち着き、早い発見、早い通報、早い初期消火が被害を最小限に抑えるポイントです。近年、放火による火災も後を絶たず、家の周りを整理整頓するなど狙われにくい環境を整えることも重要です。ちょっとした気の緩みや不注意による出火を防ぐために、「火の用心七つのポイント」を皆さん一人ひとりが常に意識するように心がけてください。



火の用心七つのポイント

- ① 家の周りに燃えやすいものを置かない。
- ② 寝タバコやタバコの投げ捨てをしない。
- ③ てんぷらを揚げているときはその場を離れない。
- ④ 風の強いときはたき火をしない。
- ⑤ 子どもにマッチやライターで遊ばせない。
- ⑥ 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ⑦ ストープには燃えやすいものを近づけない。

以上のことを守り、まさかの事態に適切に対応できるよう防火について今一度見つめなおしましょう。また、自治会や事業所などで実施される消防訓練には積極的に参加し、通報の仕方や消火器の取り扱い方を訓練し、自分の身は自分で守るという強い気持ちを培ってください。



問合せ 彦根市消防本部 犬上分署 ☎ 38 - 3130

国民年金保険料の納付は口座振替の1年前納がお得！
～お申し込みは2月末までにしてください～

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納（将来分をまとめて納付）すると、保険料の割引があり大変お得です。

平成20年4月分からの国民年金保険料を、口座振替で1年前納または6ヶ月前納することを希望される場合は、**平成20年2月末までに**手続きをしてください。

手続きは、口座振替を希望される金融機関・郵便局またはお近くの社会保険事務所でお願います。なお、手数料は不要です。

現在、口座振替を利用されている方であっても、振替方法の変更を希望される場合は手続きが必要です。ご注意ください。

※平成20年度の保険料は、平成20年2月に告示の予定です。

【参考】

口座振替を利用した場合の保険料額（平成19年度）

- ① 1年前納…4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替
前納保険料額 165,650円 割引額 3,550円
- ② 6ヶ月前納…4月分から9月分までの保険料を4月末に、または10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替え
前納保険料額 83,640円 割引額 960円
- ③ 早割制度…毎月の保険料を当月末に振替
早割保険料額 毎月 14,050円 割引額 50円
- ④ 翌月振替…毎月の保険料を翌月末に振替
納期限日に振替えているため割引はありません。 保険料額 毎月 14,100円

第10回犬上川クリーン作戦のお知らせ

私たちの生活に計り知れない恵みを与えてくれる犬上川への不法投棄が後を絶ちません。河川愛護・環境美化の普及とごみの不法投棄防止の啓発を図るため、周辺住民・企業・議会・行政・関係団体等が犬上川左岸の清掃活動を実施します。

日 時 3月2日（日）午前8時30分
小雨決行

集合場所 北落工業団地北側道路



（第9回犬上川クリーン作戦の様子）

問合せ 総務課生活安全グループ ☎ 38 - 5063

甲良町墓地公園購入申し込みのご案内

申し込みができる方 甲良町に住所を有している方、または甲良町出身の方（甲良町から転出された方も墓地を購入できます。）

※上記以外の方…特別販売もあります。

申し込みの受付▶受付時間…午前8時30分から午後5時（祝日を除く月曜日から金曜日）

受付場所▶甲良町役場1階 総務課

使用料▶一区画4㎡（2m×2m）永代使用料230,000円 管理料5,000円/年

墓地の所在地▶甲良町大字池寺西ケ岡1232番地9（甲良町運動公園の東側）

申し込みに必要なもの▶

甲良町墓地公園使用許可申請書
住民票記載事項証明書

その他詳しくは総務課生活安全グループへ

問合せ 総務課生活安全グループ ☎ 38 - 5063

浄化槽

浄化槽の法定検査を必ず受検しましょう。

浄化槽の状態が正常でないと、放流先の水路などが汚染される場合があります。浄化槽が本来の機能を発揮しているかを確認するために、毎年1回法定検査(11条検査)を受けなければなりません。

検査を実施する機関は(社)滋賀県生活環境事業協会、検査費用は20人槽以下の場合5,000円です。

浄化槽は日々の維持管理が大切です。法定検査は必ず受検しましょう。

法定検査の実施機関

滋賀県知事指定検査機関 社団法人滋賀県生活環境事業協会
TEL077-554-9271 FAX077-554-9293

問合せ先

甲良町総務課
TEL 0749-38-5063 FAX 0749-38-5072
県庁循環社会推進課
TEL077-528-3474 FAX077-528-4845

国際交流

青年国際交流事業に参加しませんか

●内閣府では、平成20年度に実施する国際交流事業(「国際青年育成交流」「日本・中国青年親善交流」「日本・韓国青年親善交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」)の参加青年を募集しています。

●問合せ先

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付国際第1担当
(TEL 03-3581-1181、http://www.cao.go.jp/koryu/)
または
滋賀県子ども・青少年局(TEL 077-528-3557)まで

駅

平成21年春 米原駅が新しく生まれ変わります!!

平成20年2月9日から新幹線改札口および在来線ホームへの通路が変更されます

○一部の在来線ホームのエレベーター、エスカレーターが利用できます。

○新幹線改札口の位置が変わります。

○自由通路の一部を乗換え通路として利用します。(平成21年3月(予定)までは米原駅の通り抜けには、入場券が必要です。)

工事期間中は、ホームの狭いところや仮囲い等によりご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

問合せ先 米原市役所 米原駅周辺整備課 TEL 0749-52-6783

浄化槽

平成19年度コミュニティバス収支等状況

コミュニティバスとは、地域住民の日常生活に必要な不可欠な地域を運行し、地域住民の福祉を確保するためのバスのことです。甲良町では湖国バスのことを言います。以下は、平成18年10月1日~平成19年9月30日の湖国バスの収支状況です。

No.	運行経路	経常収益(円)	経常費用(円)	経常損益(円)
1	金屋・川相 萱原	1,956,255	4,204,491	2,248,236
2	河瀬駅 ↔ 金屋 ↔ 川相	473,058	1,603,520	1,130,462
3	金屋 金屋橋	1,051,737	3,996,418	2,944,681
	合計	3,481,050	9,804,429	6,323,379

■町民の皆さんもバスに乗って、旅をしてみませんか?

「なかなかいいやんか、このバス!また乗りたいたい気分になさしてくれるね」

乗ってみませんか? あなたの思い出づくりに...

■知っていましたか?

9月20日は、「バスの日」です。明治36年9月20日に福井九兵衛という人達が、京都乗合自動車二井商会を創設し、京都の掘川中立売~七条~祇園の区間でバスの営業を始めました。この日を記念して昭和63年から「バスの日」が制定されています。その時の車両は、2人乗りの蒸気自動車で、これを6人乗りに改造したものでした。



プール & お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

2月

月	火	水	木	金	土	日
				1 教室日 シルバーデー	2 教室日	3
4	5 休館日	6 教室日	7	8 教室日 シルバーデー	9 教室日	10
11	12 休館日	13 教室日	14	15 教室日 シルバーデー	16 教室日	17
18	19 休館日	20 教室日	21	22 教室日 シルバーデー	23 教室日	24
25	26 休館日	27 教室日	28	29 シルバーデー		

3月

月	火	水	木	金	土	日
					1 教室日	2
3	4 休館日	5 教室日	6	7 教室日 シルバーデー	8 教室日	9
10	11 休館日	12 教室日	13	14 教室日 シルバーデー	15 教室日	16
17	18 休館日	19 教室日	20	21 教室日 シルバーデー	22 教室日	23
24/31	25 休館日	26 教室日	27	28 教室日 シルバーデー	29	30

□休館日 / ■シルバーデー

温水プール一般開放

時間▶13:00~21:00(日曜日は20時まで)

※保護者同伴でない中学生以下は19時まで

入場料▶大人 500円

中人 300円(中学生)

小人 200円(5歳~小学生)

※4歳以下は無料

※障害者手帳をお持ちの方と、介助者1人は上記料金の半額です。

香良の湯

入浴時間▶13:00~20:00

入浴料▶大人 200円(中学生以上)

小人 100円(小学生)

※障害者手帳をお持ちの方は半額です。

シルバーデー 毎週金曜日、甲良町内にお住まいで65歳以上の方に限り、無料になります。

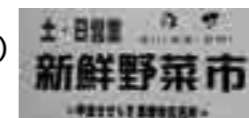
問合せ先 香良の湯 ☎38-5155

2月の直売所

営業時間▶毎週土曜日 9時~15時

毎週日曜日 9時~12時30分

場所▶北落地先
(国道307号線沿い)
☎38-2744



納付のお知らせ

税務課 ☎38-5064

税目	期別	納期限
固定資産税	第4期	2月29日
国民健康保険税	第9期	

- 納期限までに納めましょう。納期限までに納付されない場合は、督促手数料や延滞金が加算されることになります。
- 口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします。



2月窓口業務時間延長日は **8日(金)** と **22日(金)** です。

午後7時まで窓口業務を延長します。

業務内容

- ①住民票の写しの交付
- ②戸籍抄本・謄本の交付
- ③印鑑登録
- ④印鑑証明の交付
- ⑤外国人登録原票記載事項証明書の交付

閉庁時間帯(休日・時間外)の受付について

閉庁時間帯(休日・時間外)は住民票等の異動事務(転出・転入・転居等)及び、証明発行業務(戸籍・住民票・印鑑証明等)は受付できませんので、ご注意ください。戸籍の届出(婚姻・離婚・出生・死亡等)は閉庁時間帯でも届出できますが、関連する手続きに後日再度来庁頂くことがありますのでよろしくお願い致します。

問合せ先 総務課 住民グループ ☎38-5063

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

2月後半分

会場：保健福祉センター

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
健康診査				
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	25日(月)	13:00～13:30	H19年10月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG 予診票
乳児健診10ヶ月	25日(月)	13:30～14:00	H19年4月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳 質問票
1歳6ヵ月健診	20日(水)	13:00～13:30	H18年7月・8月生まれの児 前回受けられていない児	
子育てサークル				
スキップランド	27日(水)	10:00～11:00	0歳から保育園に入園していないお子さんとその 家族の方	とくにありません
あおぞら	21日(木)	9:30～11:30	1～3歳で保育園に入園していないこどもとその 家族の方	お茶・コップ
個別予防接種 下記の日時に 若松医院で直接接種 を受けてください。				
麻疹風疹	28日(木)	9:00～12:00	H19年1月生まれの児 1歳以上2歳未満で麻疹、風疹どちらも未接種の児	母子手帳・予診票

3月前半分

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
健康診査・健康相談				
整形外科健診	3日(月)	9:00～9:30	H19年12月・H20年1月生まれの児	母子手帳・質問票
子育て相談	4日(火)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を 行います	母子手帳
2歳6ヵ月健診	13日(木)	9:30～10:00	H17年7月・8月生まれの児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
予防接種				
三種混合	4日(火)	13:15～14:00	【1期初回】生後3か月以上の児 【1期追加】1期初回3回目接種後、1年経過している児 ※7歳6か月未満の児でまだ接種できていない児 ただし1年6ヶ月以上あかないように注意してください。	母子手帳・予診票
子育てサークル				
スキップランド	7日(金)	10:00～11:00	0歳から保育園に入園していないお子さんとその 家族の方	とくにありません
あおぞら	6日(木)	9:30～11:30	1～3歳で保育園に入園していないこどもとその 家族の方	お茶・コップ

問合先 保健福祉センター（保健師） ☎ 38-3314・38-5151

ひとのうごき

2008年(H20)1月1日現在

人口	8,091人	(-18)
男	3,875人	(-11)
女	4,216人	(-7)
世帯数	2,410世帯	(-3)

()内は前月の比較

今月のひとこと

学び舎 にはたくさんの本が、
多くの皆さんに手にとってもらおうと
大きな声で叫んでいます。

一度でも図書館を訪れになれば声なき
声が聞こえてくるはずですが、たぶん
(^_^)

甲良町のまちづくりの原点とも言える
この学び舎に、ぜひとも一度訪れて
ください。

木目や廊下のきしむ音などもあなたを
昔に誘ってくれることでしょう。

